（街区境界調査図及び街区境界調査簿）

第八十九条の二　街区境界調査図原図及び街区境界調査簿案について、法第二十一条の二第三項及び第四項の規定において読み替えて準用する法第十七条の規定による手続が終了したときは、それぞれを街区境界調査の成果としての街区境界調査図及び街区境界調査簿とする。

2　街区境界調査図及び街区境界調査簿は、そのままで保管しなければならない。ただし、地籍図及び地籍簿が作成されるまでの間、街区境界調査後の土地の異動等があるときは、街区境界調査図及び街区境界調査簿の写し又は電磁的記録を用いて継続的に補正するよう努めるものとする。

（地籍図又は街区境界調査図の写し）

第九十条　地籍図又は街区境界調査図の写しは、次の各号に掲げるところに従つて複製するものとする。

一　地籍図又は街区境界調査図と同一縮尺であること。

二・三　（略）

（都市部官民境界基本調査作業規程準則の一部改正）

第三条　都市部官民境界基本調査作業規程準則（平成二年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分（題名を含む。以下この条において同じ。）をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
効率的手法導入推進基本調査作業規程準則	都市部官民境界基本調査作業規程準則
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　現地調査	第三章　現地調査（第十二条・第十三条）
第一節　総則（第十一条の二）	第四章　都市部官民境界基本測量
第二節　街区現地調査（第十二条―第十三条）	第一節　総則（第十四条―第二十条）
第三節　筆界推定現地調査（第十三条の二―第十三条の八）	第二節　都市部官民境界基本三角測量（第二十一条―第二十六条）
第四章　効率的手法導入推進基本測量	第三節　都市部官民境界基本多角測量（第二十七条―第三十二条）
第一節　総則（第十四条―第十七条）	第四節　都市部官民境界基本細部測量（第三十三条―第三十八条）
第二節　地上法	第五節　街区点測量（第三十九条―第四十七条）
第一款　総則（第十八条―第二十条）	第六節　復元測量（第四十八条―第五十二条）
第二款　地籍基本三角測量（第二十一条―第二十六条）	第三節　都市部官民境界基本測量
第三款　地籍基本多角測量（第二十七条―第三十二条）	第四節　都市部官民境界基本細部測量（第三十三条―第三十八条）
第四款　地籍基本細部測量（第三十三条―第三十八条）	第五節　街区点測量（第三十九条―第四十七条）
第五款　街区点測量（第三十九条―第四十七条）	第六節　復元測量（第四十八条―第五十二条）
第六款　復元測量（第四十八条―第五十二条）	第五章　都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の作成（第五十三条・第五十四条）
第三節　航測法	附則
第一款　総則（第五十二条の二）	
第二款　地籍基本三角測量（第五十二条の三）	
第三款　航空測量（第五十二条の四―第五十二条の六）	
第五章　効率的手法導入推進基本調査図及び効率的手法導入推進基本調査簿の作成（第五十三条・第五十四条）	
附則	